

## 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書

政府は7月29日の少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中とりまとめ」を決定し「平成23年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされている生成抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」との方針を示した。

国の責任で福祉として行われている保育制度は、社会的養護が必要な子どもや、経済的に困窮している家庭の子どもの保育という大きな役割を担っている。子ども・子育て新システムで考えられているイコールフットイングによる企業参入により、長い歴史の中で培われてきたこの保育制度の根幹が崩壊し、安定した生活基盤の確保が担保されなくなるおそれがある。すなわち、憲法で保障されている最低限の文化的な生活を営む権利が脅かされることにほかならない。

また、応能負担から応益負担へかわること、保育所入園に際して保護者と施設との直接契約となることなど、保護者の負担が激増し、預けたくても預けられない家庭が生ずると考えられ、現下の状況よりもさらに子育て環境を悪化させる危険性がある。

内実として保育所待機児童解消を図るための幼保一体化は、保育現場、幼児教育現場双方からの厳しい反発により実現性に欠け、結果として保育需要の受け皿として整備される需要量の確保は期待できない。

さらに子ども・子育て新システムの導入は恒久財源を前提としているにもかかわらず、所要財源確保の具体的な見通しが全く立っていない状況であり、見切り発車的に新システムを導入することは、保育現場に混乱を招くだけでなく、事業実施主体である自治体の財政力や市政方針による格差をもたらし、すべての子どもの健やかな成長を社会全体で支えるという目的は画餅に帰すことは火を見るより明らかである。

よって国会及び政府においては、以下の項目について早急に実現を図り、だれもが安心して使用できる保育制度を維持・拡充されることを強く求める。

- 1、子ども・子育て新システムについて財源的な見通しが立たない中での以降は困難であり、「今年度中の法案提出」との方針を撤回すること。
- 2、保育制度の見直しに当たっては保護者、保育現場の意見を十分尊重し、慎重に検討すること。
- 3、来年度予算編成に向けて「安心子ども基金」の拡充等、保育の充実に向けた地方の創意工夫が生かされる来年度予算編成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月27日

調布市議会議員 伊藤 学

提出先

内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長